

2007年1月4日

各位

投資信託「特定口座」の取扱開始について

東和銀行(頭取 増田 熙男)は、2007年1月4日(木)から、お客様の利便性の向上を図るため、投資信託「特定口座」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

個人のお客様が株式投資信託を買取請求により換金して利益が出た場合には、確定申告を行う必要がありますが、「特定口座」をご利用することにより、申告・納税手続きを簡素化できる等のメリットがあります。

記

1. 特定口座の主なメリット

(1) 損益通算が可能

特定口座内における株式投資信託の譲渡損益の通算が可能です。また、特定口座内の株式投資信託の取得価額・譲渡損益等を当行が管理しますので、お客様の負担が軽減されます。

(2) 「年間取引報告書」の作成

当行が、お客様に代わって株式投資信託の譲渡損益を計算した「年間取引報告書」を作成いたしますので、お客様は確定申告時に本書類を申告書に添付することにより、容易に確定申告を行うことができます。

(3) 「源泉徴収方法」の選択が可能

特定口座には、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の2種類があります。「源泉徴収あり」をご選択いただきますと、当行がお客様の納付税額を源泉徴収し、納税を行いますので、お客様は確定申告が不要となります。

2. ご利用方法

あらかじめ投資信託口座を開設のうえ、別途当行が定める申込書類をご提出いただくことにより、特定口座のご利用が可能となります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

なお、お客様が既に当行で保有している株式投資信託を特定口座に預け入れる場合は、法令により平成21年5月31日までとなります。

当行では、今後とも多様化するお客さまのニーズにお応えし、充実した商品の提供に努めるとともに、質の高いサービスに努めてまいります。

以上